

合理化事業計画の参考例

(平成6年3月29日付厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知衛環第120号から引用)

「〇〇〇市合理化事業計画」

1 目的

本市の下水道の普及により一般廃棄物処理業等は大きな影響を受けると予測されるので、その影響への対処はこれらの業務に携わる業者の経営努力を基本とするが、本市は、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策（援助策）を実施し、将来にわたりし尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者等の業務の安定を保持することを目的として、本計画を策定する。

2 本市の状況

市の人口、面積、特徴等。

3 一般廃棄物処理業務等の沿革及び現在の状況

し尿くみ取り業は、昭和〇〇年から許可制となり、現在に至っている。平成〇〇年現在の本市のし尿等の要処理量は〇〇〇キロリットルであり、別表1の〇〇業者に許可されている。

4 下水道整備等の見通し

本市の下水道普及率は平成〇〇年度末現在〇〇%である。本市の下水道整備計画としては、別表2のとおり平成〇〇年度末に〇〇%を目指している。

5 し尿等の要処理量の見通し

本市の下水道整備計画に基づく下水道普及率の伸びに伴い、し尿等の要処理量は別表2のとおり減少すると予測される。

6 し尿等の処理体制の水準

年度別のし尿等の要処理量は、別表2のとおり推移し、それに伴い本市は別表3のとおりし尿等の処理体制の推移が見込まれる。

7 一般廃棄物処理業等の経営の見通し

本市における一般廃棄物処理業務等は許可制であり、下水道整備計画に基づく普及率の向上により別表3のとおりの影響を受けると見込まれる。

8 合理化事業の内容等

(1) 目標

本市における一般廃棄物処理業者等の有するし尿等の処理に係る車両について、〇〇台にすることを目標とする。

(2) 対象

別表1の業者を対象とする。

(3) 実施期間

平成〇〇年度から〇〇年度までの〇年間とする。

※五年程度を目安として設定し、引き続き計画策定を必要とする場合には、所要の見直しを行うこと。

(4) 実施方法

本市は、次の支援策（援助策）を実施する。

※次の諸事例を参考に、各自治体の実情に応じて、確実に実施できるものを選択するように努められたい。

ア 事業の転換のための援助

一般廃棄物処理業者等が事業の転換を図る場合において、次の①～⑦のような業務を、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活用する。

また、業務への転換が円滑に行われるよう、従業員に対する必要な資格等の取得のための研修等の援助策を講じる。

- ① ごみ処理（再生を含む。）業務
- ② 下水道汚泥運搬処分業務
- ③ 下水道管路施設の維持管理業務
- ④ 下水道処理施設の維持管理業務
- ⑤ 農業集落排水施設の維持管理業務
- ⑥ 道路清掃管理業務
- ⑦ その他市町村が民間事業者に委託することができる業務

イ 転廃交付金等の交付

一般廃棄物処理業務等の歴史性、関係性の中で援助（支援）の必要性、内容等の検討を行い、計画策定段階では平成元年7月25日環衛第103号環境整備課長通知の別紙の計算式等を踏まえ、転廃交付金等を交付する措置を講じる。

ウ 職業訓練の実施、就職のあっせん

従業員の雇用対策としては、各市町村の実情に併せ職業訓練の実施、就職のあっせん等の措置を講じる。

エ その他各自治体独自の対策

一般廃棄物処理業者等の経営の近代化及び規模の適正化等の各自治体独自の対策を講じる。

9 添付書類

- (1) 〇〇市一般廃棄物処理計画
- (2) 一般廃棄物処理業者等に対する許可証
- (3) 公共下水道の事業計画及び認可書の写し
- (4) 公共下水道が供用開始されている場合には、供用開始を公示したことを明らかにする書面及び図面

(別表1)

し尿等の処理許可業者名簿

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

業者名	代表者名	住 所	電話番号	保有車両数	備考
合 計					

(別表2)

し尿等の要処理量の見通し

年 度	平成〇〇年度	〇〇年度	・ ・	〇〇年度
全 人 口				
下 水 道 普 及 率				
下 水 道 普 及 人 口				
下 水 道 水 洗 化 人 口				
処 理 区 域 外 人 口				
区 域 内 未 直 結 人 口				
し尿等の要処理人口				
し尿等の要処理量				

(各年度〇〇月〇〇日現在、単位：人口千人、し尿等量・千 kg)

(別表3)

し尿等の処理体制の水準及び見通し

年 度	平成〇〇年度	〇〇年度	・ ・	〇〇年度
年間し尿等の要処理量				
1台あたり年間処理量				
要処理車両台数				
要減車車両台数				
減車計画台数				
許可総車両台数				
1社あたり車両台数				

(単位：し尿等量は kg 、車両台数は台)

・ 合理化事業計画策定の手順

1. 計画初年度のし尿収集量と、この収集に要する各社の収集車両台数を出発点として設定する。
2. 各社の受け持ち区域内の下水道整備の見通しをたて、計画実施期間（たとえば向こう5年間）で各社の受け持ち区域内のし尿収集量がどの程度減少していくかを予測する。
3. その予測に照らして、各社ごとに、計画実施期間内に不要となる（減車しなければならない）収集車両台数を設定する。
4. その減車台数分相当の業務体制（車両や人員）を転廃業させるのに必要な合理化事業内容（代替業務あるいは金銭）を定める。